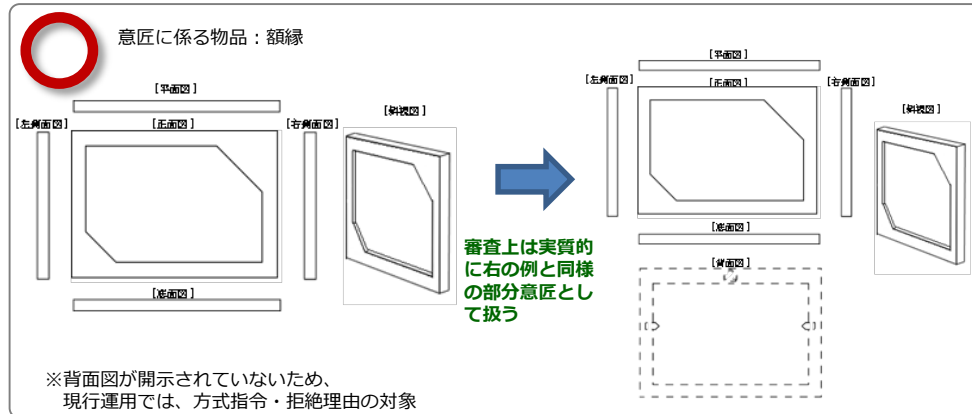


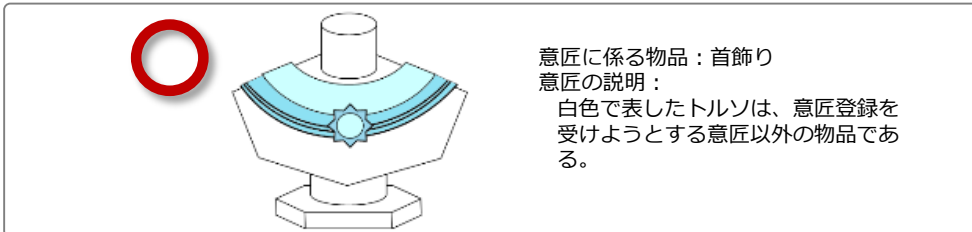
図面の記載要件の最適化

- ① 物品全体の形態が開示されていなくても、意匠登録を受けようとする意匠の創作の内容が十分に開示されていれば、図の数等は不問とする

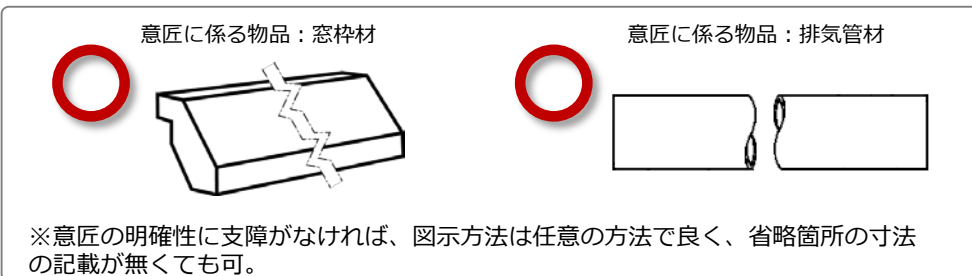


意匠登録を受けようとする部分の形態、物品全体における位置・大きさ・範囲、及びその他の部分との境界が特定できない場合は今後も拒絶理由の対象

- ② 創作内容の表現上必要な場合出願に係る意匠以外の物品等も図示可能とする

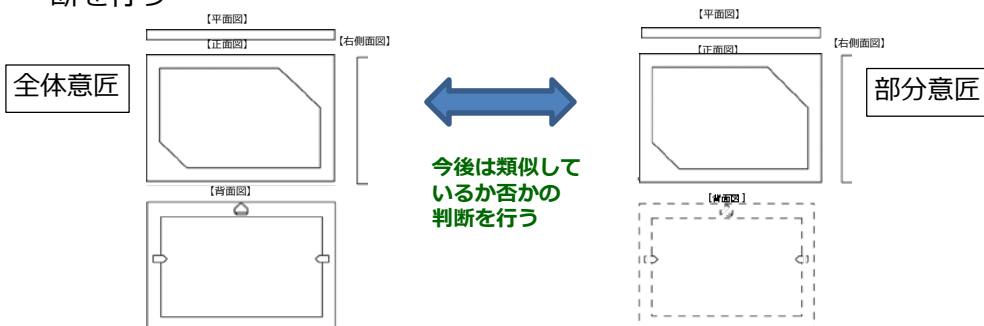


- ③ 中間省略箇所の表現方法の多様化



全体意匠と部分意匠の関係の運用変更

- ① 願書の記載項目としての「【部分意匠】」の欄の廃止
② 今後は、全体意匠と部分意匠との間でも、先願（意匠法9条1項）、協議指令（同9条2項）、関連意匠（同10条1項）の規定の適用の判断を行う



一物品・一意匠の考え方等の明確化・運用の見直し

- ① 「意匠に係る物品」の欄の記載について、形態や材料についての補足的な言及がある場合でも、意匠に係る物品の区分と実質的に同程度の記載と判断できるものについては、柔軟に取り扱う

○今後拒絶理由の対象としないものの例 「赤色の花瓶」、「円形テーブル」

- ② 一物品の考え方について、複数の物体からなるものの場合、それら全てが一の特定の用途及び機能を果たすために必須である場合に加え、必須とはいえない場合でも、一の形態としてのまとまりや、製造・使用・流通時の一体性があれば、それらも補完的に考慮して判断する旨を明確化



- ③ 意匠審査基準上限定していた組物の意匠の構成物品は、社会通念上同時に使用される物品の範囲内で、出願人の任意とする。